

警報発令時について

- ① 午後3時30分現在で、『レベル3以上の「大雨」「土砂災害」「^{はんらん}氾濫」
「暴風」「大雪」「暴風雪」「津波」「大津波」のいずれかの警報が、「兵庫全県」「兵庫南部」「淡路島」
「洲本市」「南あわじ市」「淡路市」のいずれかに出されている時は、臨時休校とする。
- ② 午後3時30分以降に上記の警報が出された場合は、その時点で臨時休校とする。
- ③ 上記以外の警報（「波浪警報」等）、または、交通途絶等の理由で欠席した場合は、審議の上、
公欠扱いとすることができる。
- ④ その他、緊急の場合は協議のうえ、決定する。
- ⑤ 地震が発生した場合、震度5弱以上の地震が洲本市、南あわじ市、淡路市のいずれかに発生した
場合は、学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機する。